

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する主な対応について

大学等の授業の実施状況について

※調査時点 令和2年5月12日（火）20時00分時点

1. 授業開始に際しての対応状況について

全体の約9割の大学等において、学生を集めて行う通常の授業の開始時期等を延期している。例年通りの時期に実施するとしている大学等でも、ほとんどが、遠隔授業の実施を決定又は検討している。

	授業の開始時期を延期	例年通りの時期で実施	
		遠隔授業を実施・検討	その他感染予防に配慮
国立大学	78校 (90.7%)	8校 (9.3%)	0校
公立大学	87校 (82.9%)	14校 (13.3%)	0校
私立大学	715校 (87.0%)	86校 (10.5%)	1校 (0.1%)
高等専門学校	50校 (87.7%)	7校 (12.3%)	0校
(全体)	930校 (86.9%)	115校 (10.7%)	1校 (0.1%)

(※) 表中の割合は、全国の学校数（短期大学部は母体大学と同一として集計）を母数としている。回答率は約97.8%であり（全1070校中1046校から回答）、表の合計値は100%とならない。「授業の開始時期を延期」には、時期を延期した上で遠隔授業を実施する学校を含む。公立大学・私立大学には、それぞれ短期大学を含む。

2. 遠隔授業の活用に関する検討状況について

多様なメディアの高度な利用などを通じて、教室外の学生に対して行う授業（遠隔授業）の活用については、ほぼ全て（96.6%）の大学等で実施又は検討する方針となっている。

	遠隔授業を実施する	検討中	実施予定はない
国立大学	71校 (82.6%)	15校 (17.4%)	0校
公立大学	58校 (55.2%)	43校 (41.0%)	0校
私立大学	536校 (65.2%)	254校 (30.9%)	12校 (1.5%)
高等専門学校	43校 (75.4%)	14校 (24.6%)	0校
(全体)	708校 (66.2%)	326校 (30.5%)	12校 (1.1%)

(※) 表中の割合は、全国の学校数（短期大学部は母体大学と同一として集計）を母数としている。回答率は約97.8%であり（全1070校中1046校から回答）、表の合計値は100%とならない。公立大学・私立大学には、それぞれ短期大学を含む。

大学等の授業実施等に係る弾力的な取扱いについて

【授業期間の弾力的取扱い】

- 令和2年度当初の授業期間については、年度当初から授業を開始できない場合等が想定されるため、授業期間の原則の例外として、大学設置基準第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない。

〈令和2年度における大学等の授業の開始等について（令和2年3月24日付高等教育局長通知）〉

【遠隔授業の弾力的取扱い】

- 臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものは、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えない。具体的には、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められる。

上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はない。

〈学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（令和2年4月21日付事務連絡）〉

【実習・実験・実技による授業の取扱い】

- 実習・実験・実技により行われる授業については、臨時休業等により大学等に通学できない期間は、可能な限り、面接授業に相当する教育効果を有する遠隔授業等により代替しつつ、各大学等において面接授業が不可欠と判断するものは、後期・次年度以降に実施するなど実施時期の後ろ倒しにより対応することが考えられる。

〈遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について（令和2年5月1日付事務連絡）〉

【国家試験に係る実習の弾力的取扱い】

- 医療関係職種等に関して、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えない。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えない。

また、実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、必要な単位もしくは時間を履修して卒業した者については、従来どおり、各医療関係職種等の国家試験の受験資格が認められる。

〈新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（令和2年2月28日付事務連絡）〉

【教育実習の弾力的取扱い】

- 教育実習に関して、令和2年度に限っては、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。ただし、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有することが認められる場合に限る。

〈令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（令和2年5月1日付総合教育政策局教育人材政策課長通知）〉

学生等に対する経済的支援について

【奨学金の申込等に係る弾力的取扱い】

- 高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等については、随時受け付け、家計急変後の取得見込みで判定を行い、災害時と同様の考え方等で、要件を満たす世帯の学生等を支援する。また、家計急変に該当しない方についても、在学採用の申込を6月下旬まで延長して受け付けている。

〈新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について（令和2年4月30日付事務連絡）〉

令和2年度文部科学省補正予算について（別添参照）

- 授業料減免、遠隔学習の体制整備、感染症研究・大学病院への支援などについて補正予算に計上（令和2年4月30日成立）。

※文部科学省ホームページに各種情報を掲載（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html）

（文部科学省所管）

【目的】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように、国立大学が行う授業料減免を支援する。

【背景・必要性】

新型コロナウイルスの感染拡大により国民生活に大きな影響を生じさせ、家計支持者の経済状況に深刻な影響をもたらしているため、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように、学生に対する経済的支援の早急な実施が必要。

【主な支援内容】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、各大学が独自に行う授業料減免のうち、家計急変を事由とするものを実施するための経費を支援。

※ 各国立大学法人に対して運営費交付金で措置

私立大学等授業料減免等支援

令和2年度補正予算額（案） 3億円

（文部科学省所管）

概要

新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生に対して、授業料減免等を実施した大学等に対し、私立大学等経常費補助金により所要額の一部を補助（補助率1/2）

スキーム

授業料減免等を実施した大学等に対し、日本私立学校振興・共済事業団を通じて補助金を交付

【対象者】

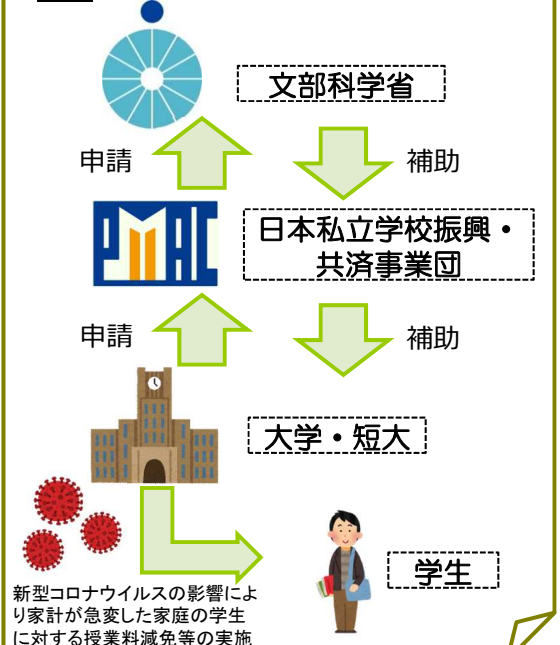
新型コロナウイルスの影響により家計が急変した家庭の学生

【補助率】

今般の新型コロナウイルスの影響により、大幅な家計の急変が生じているものの、修学支援新制度の対象とならない家庭の学生に対して大学が独自に授業料減免等を行う場合に、国がその事業費の1/2以内を補助する。

私立大学等が実施する授業料減免等に必要な経費を支援することを通じて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないように支援

【補助の流れ】



（文部科学省所管）

【目的】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないよう、国立高等専門学校が行う授業料減免を支援する。

【背景・必要性】

新型コロナウイルスの感染拡大により国民生活に大きな影響を生じさせ、家計支持者の経済状況に深刻な影響をもたらしているため、意欲のある学生が、経済的理由により修学を断念することがないよう、学生に対する経済的支援の早急な実施が必要。

【主な支援内容】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために、各高等専門学校が独自に行う授業料減免のうち、家計急変を事由とするものを実施するための経費を支援。

※ 独立行政法人国立高等専門学校機構に対して運営費交付金で措置

大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

令和2年度補正予算額（案）：27億円

【概要】

（文部科学省所管）

（背景・課題）

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校・専修学校において感染リスクが拡大している状況。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

（対応）

- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

（効果）

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

① 遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

② 遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 : カメラ・音声機器等

学生側 : モバイル通信装置

③ 遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（TA等）の配置など）



【事業目的】

(文部科学省所管)

国立大学における新型コロナウイルス感染症に関する研究基盤の強化を図ることにより、新型コロナウイルス感染症対策に貢献する。

【事業概要】

国立大学において既に行われている新型コロナウイルス感染症対策に資する研究のうち、研究の加速化を通じて、ワクチン開発や新たな検査法の確立等の貢献が見込まれるものに対して研究基盤設備等の整備を行う。

【主な整備例】

【大阪大学（微生物病研究所）】

- ◆感染動物実験モデルの開発◆
(研究体制)
・コロナウイルスを専門に扱える感染症研究分野の研究者が約15名、BSL3実験室を既に保有

- (研究の進捗及び貢献)
・約半年の期間内に**コロナウイルス感染動物実験モデルを確立**
→国内外で開発されたワクチン・治療薬などの効果を検証可能

【主な研究基盤整備】



発生工学装置（ゲノム編集） イメージング装置 動物飼育ケージ

【長崎大学（熱帯医学研究所）】

- ◆簡易診断法とワクチン開発◆
(研究体制)
・ウイルス分野・新興感染症分野の研究者が約12名、BSL3実験室を既に保有
・SARSウイルス（2003年）の迅速診断法、ワクチン開発の実績

- (研究の進捗及び貢献)
・10ヶ月程度で**新型コロナウイルス用ワクチン開発と予防効果の動物試験**
→新型コロナウイルス感染症対策に貢献

【主な研究基盤整備】



バイオハザード対策用キャビネット 自動核酸抽出装置 パイロジェリカルリザー

(文部科学省所管)

【事業目的】

未知の感染症である新型コロナウイルス感染症を克服するため、大学病院の医療機器等を整備し、必要となる高度医療人材を養成する。

【事業概要】

1. 重症者の受け入れ実績を有する大学病院における高度先端医療人材養成

重症患者を受け入れ先端高度医療を提供した実績を有する大学病院を対象にECMO等の医療機器を整備し、周辺の大学病院の医療人材も受け入れ、医療崩壊を防ぎつつ、実地での診療を通じて未知の感染症である新型コロナウイルス感染症の克服に向けた高度先端医療人材を養成する。

- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れた実績を有する大学病院 = 27病院
- 4千万円×27大学病院（国公私立） = 10.8億円

2. 感染爆発の発生に備えた高度医療人材養成

今後、新型コロナウイルス感染症の感染爆発に備え、1.に加え、全国各地に所在し、地域医療の最後の砦である国立大学病院において、人工呼吸器や滅菌装置等の整備を行い感染症医療に対応できる高度医療人材を養成する。

- 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ可能病床を有する大学病院 = 35病院
- 4千万円×35国立大学病院 = 14億円

新型コロナウイルス感染症患者の診療実績等を有する大学病院

ECMO（体外式膜型人工肺）、人工呼吸器等の整備



新型コロナウイルス感染症の感染爆発に備え、医療崩壊を防ぎつつ、実地での診療を通じ新型コロナウイルス感染症の克服に向けた高度医療人材を養成